

□□□□ 豊橋港湾合同増築庁舎(完成写真) □□□□

海上保安署などが入居する豊橋港湾合同の増築庁舎が完成いたしました。整備にあたっては、地震・津波などの災害に強く、災害応急対策活動の拠点となる機能を確保しています。自然エネルギーの利用等、地球環境にもやさしい施設づくりを目指しました。

◇◆◆◆◇ 目 次 ◇◆◆◆◇

- 営繕調査官 所感
- 官公庁施設の地震・津波対策に向けた基本戦略を策定
- 平成25年度事業研究発表会について（BIM導入プロジェクト）
- 平成25年度官庁営繕関係予算について
- 「建築物等の保全計画」の作成について
- 基準類の改定について
- 平成25年度優良工事等表彰
- 平成25年度中部地区官庁施設保全連絡会議（名古屋会場、静岡会場）
- 平成25年度保全業務支援システム（BIMMS-N）操作説明会



営繕調査官 所感

中部地方整備局
営繕調査官 小坂 孝紀

4月1日付で中部地方整備局に勤務することになりました。よろしくお願ひします。と言っても小生にとって、名古屋での勤務は二度目で約21年ぶりということになります。名古屋の街も最初の勤務時とは、大きく変わっています。都市高速の建設、地下鉄名城線の環状線も完成(といっても当時はそんな構想があることも知りませんでした)し、名古屋駅には超高層のツインビルが建ち、かの「大名古屋ビルヂング」も取り壊されてしまいました。名古屋駅周辺の超高層建築の建設ラッシュはまだ続くようで、中心地も栄から名古屋駅周辺に移動(?)して人の流れも、街の姿も大きく変貌を遂げています。

ここで、前任地の法務省の話をしみますと、刑務所などの刑事施設では「転がし」といって、老朽化した建物を同じ敷地内で移転再配置することで整備しています。建設のための仮設塀も通常の工事の倍以上の高さで、コンクリート製の外塀の中にさらに塀を作って、時間をかけて敷地内で建て替えを実施しています(当然、逃走防止の他に人権の配慮等のためです)。建設当時は周囲に何も無かったかもしれませんが、今や住宅地となっている事例がよくあります。当然、建てかえや新営では、反対・移転論から住民対応が必要になります。広島的事件では工事中の仮設塀から逃走され、広島市民を恐怖に陥れたのは記憶に新しいと思います。

法務省の「行政事業レビュー」でも、かつての「事業仕分け」での営繕事業と同様に刑事施設の整備が議論されています。レビューの出席者は、便のいい市街にある必要はないから不便な地に移転して元の土地は売却すればいいとか、一度に全て建物を建設した方が効率的で安上がり等、もっと代替措置の検討をと言います。費用対効果が高いものしか認めないスタンスも疑問ですが、今の時流から言っでは是非もなしです。利害関係者や法律から、簡単に処方箋が示せないのは歯がゆいのですが、ではどうやって説明をして納得させられるかが問題です。わかりやすい、単純な理屈とそれを説明するプレゼンが必要です。

ところで、過去に出向した際に気づいたことがあります。営繕の職員は2次元で構成・表現されたものを頭の中で立体化、その逆もできる唯一の人種だということです。一般人には理解不能な平面図、立面図を立体化して、わかりやすく絵を描き、翻訳し、伝える能力を持っています。アイデア次第でわかりやすく根拠を示せば説得もできるでしょうし、巷にあふれるITツールもありますから、少ない労力で大きい成果をあげるセンスとカンを磨けば大きな武器になります。

今回はもう一つ、広報戦略官なるものを命ぜられました。過去、某地整で住民対応事案ばかり担当したときには、どうすれば説得できるか?あ~言えば、こう~言うをいつも考えてました。いつかの頃からか相手をやりこめるのではなく、理解してもらえるかに変化してきたような気がします。先日の局内での広報に関する講義でも、広報も色々、危機管理的な広報は、例えば不祥事の際はマイナスをゼロに、イメージアップ狙いの積極的な広報はゼロをプラスへ変えるものだと思います。講義を聴いていて感じたのは相手の視点に立つことと、中庸(ブレないこと)ではないかと思ひます。スティーブ・ジョブズのように弁舌さわやかなプレゼンや、応援団をつくれるようなコミュニケーション能力が行政に求められています。まずは身近な専門用語をわかりやすく説明することからはじめましょう。土木の巨大プロジェクトの現場は、旅行会社によるツアーも企画されています。時代はまさに広報の時代です。そのうちリニアも着工するようですし、そういえばガンダムも名古屋生まれです。今の名古屋には壮大な未来があるかも。

官公庁施設の地震・津波対策に向けた基本戦略を策定 ～「第3回東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会」～

営繕部計画課

中部地方整備局営繕部では、災害時に官公庁施設の機能を維持するための対策を取りまとめ、これを連携して推進するために、管内の4県3政令市などで組織する「東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会」を平成24年7月30日に立ち上げ、計3回の議論を重ねて平成25年3月26日に「地震・津波対策基本戦略」を策定しました。

【検討会の設立】

南海トラフの巨大地震による被害想定が公表される中、各自治体では今後の対策の方向性を見いだせない状況にありました。こうした中で、これまでの想定を上回る最大クラスの揺れへの対応や津波対策、長周期・長時間地震動対策などを関係機関が一堂に会して検討し、地震・津波対策を連携して推進することを目的に検討会を立ち上げました。

【基本戦略の策定】

新たに予測されている地震や津波の対応には時間を有することから、基本戦略は「当面実施すべき施策」と「中・長期的に取り組むべき施策」に分けて取りまとめました。

具体的な対策として、これまであまり対策を講じてこなかった津波や長周期長時間地震動への配慮事項やライフラインの途絶への対応や施設の運営管理上の対策などをまとめています。

【地震・津波対策の推進に向けて】

検討会では、基本戦略の実効性を高めるための方策についても議論し、提案しています。

- ・中部圏戦略会議との連携
(<http://www.cbr.mlit.go.jp/senryaku/senryaku.htm>)
 - ・各県ごとに開催している「公共建築推進協議会」等を通じた市町村への情報提供
 - ・公共建築メールマガジンでの情報発信
- また、研修の開催や出前講師の派遣などによる人材育成も提案されました。



第3回営繕関係機関地震・津波対策検討会

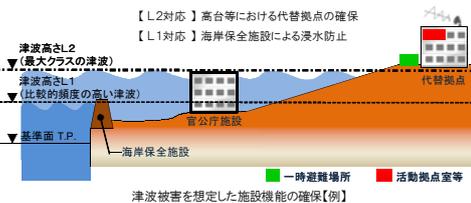
東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策基本戦略【概要】

経緯・策定の目的

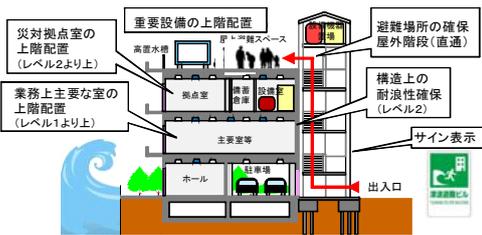
- 災害発生時における行政機能等の確保の必要性
 - 国や地方公共団体は、災害発生時に災害応急対策活動が円滑に実施できることが必要。
 - 発災後の被災地における行政サービスの提供に支障が生じないように、行政機能を確保。
- 東海地方における被害想定と地域特性
 - 南海トラフで巨大地震が繰り返し発生。荷違いの揺れと津波が広範囲で想定されている。
 - 広大なゼロメートル地帯と活断層の密集地帯を抱えた大都市圏で、産業と物流の拠点。
- 官公庁施設における効果的な対策の推進
 - 各機関の営繕担当者が情報を共有し、連携して効果的な地震・津波対策を迅速に推進。

当面実施すべき施策

- 津波防災診断の実施
 - 津波警戒区域を指定し、区域内の施設について津波防災診断を実施する。
- 施設運用管理上の対策
 - 津波の浸水域にある災害応急対策活動拠点施設は、代替拠点や通信機器を確保する。
 - 代替拠点の確保においては、国・地方公共団体等で連携し、効率的な整備を目指す。
 - 損傷・流出が許されない財産・情報は、最高水位より上階に保管する。
 - 沿岸部の液状化で物流が途絶えることを想定し、食料・燃料の備蓄を行う。
 - 災害応急対策機能や避難経路を確保するため、家具等の固定を徹底する。



- 施設整備上の対策
 - 津波対策として、災害応急対策の活動拠点室や自家発電設備等は上階へ移設する。
 - 既存施設においては、体の弱い方を対象とした一時避難場所としての機能を確保する。
 - 設備機器には、浸水による機能停止を防止するための措置を講じる。
 - 災害応急対策の活動拠点室や避難経路に、天井崩落対策を講じる。
 - 防災拠点では、ライフラインの途絶を想定し、複数のインフラを整備する。



- 使用・保全に関する情報提供
 - 在庁者の安全確保を目的とした避難計画や災害対策活動計画を作成する。
 - 被災点検や応急復旧、施設保安上の留意事項を、施設管理者に情報提供する。
 - 避難経路や避難指定場所、施設の浸水可否等について事前に確認する。
- 防災拠点整備計画の作成
 - 防災拠点となる施設の整備を推進するため、整備計画のマスタープランを作成する。

中・長期的に取り組むべき施策

- 施設の立地のあり方
 - 沿岸部に整備する場合は、計画地の地理的条件等を考慮し、十分な安全性を確保する。
 - 活断層に対しては、建物用途を含めて検討し、活動度や過去の地震の履歴を考慮する。
 - ゼロメートル地帯では長期浸水に備え、市町村をまたいで防災拠点の整備を検討する。
- 施設整備のあり方
 - 沿岸部では相当な揺れを考慮し、地域別・用途別に必要な性能を定めて対応する。
 - 想定される地震動と建物周期の関係を事前に調査し、共振対策を実施する。
 - 液状化対策として、屋外管路下や構内通路の対策を進め、代替拠点の確保も検討する。
 - 発電設備の被災を想定し、油だけに頼らないで施設機能を維持できる方策を検討する。
- 適切な改修・改築の推進
 - 既存施設は、残余の供用期間を考慮し、用途変更も含めた効果的な投資を進める。
 - 施設の更新時期を平準化するためにも、防災拠点となる施設の改築を適切に推進する。
 - 名古屋市の丸地区は、基幹的広域防災拠点の司令塔機能を有するエリアであり、建て替えも含めた防災拠点の再整備を推進していく。

～「中部地方整備局 管内事業研究発表会」での報告～

平成25年7月11日、12日の両日には管内事業研究発表会が開催され、今回の地震・津波対策の推進に向けた地方公共団体との連携について、「安全・安心部門」において報告を行いました。

整備局では中部圏戦略会議を立ち上げ、関係機関で連携して様々な分野での防災対策に取り組んでいることもあり、官公庁施設における地震・津波対策の推進に向けた取り組みについても先進的な取り組みとして高く評価され、優秀論文に選定されました。

【連携に重点をおいた対策の推進】

事業研究では、関係機関との連携に重点を置き、検討会での取り組みを報告しました。連携により効果を発揮するソフト対策の事例や取りまとめた「基本戦略」の推進に向けた取り組みについても紹介しました。

【イベント開催による情報提供】

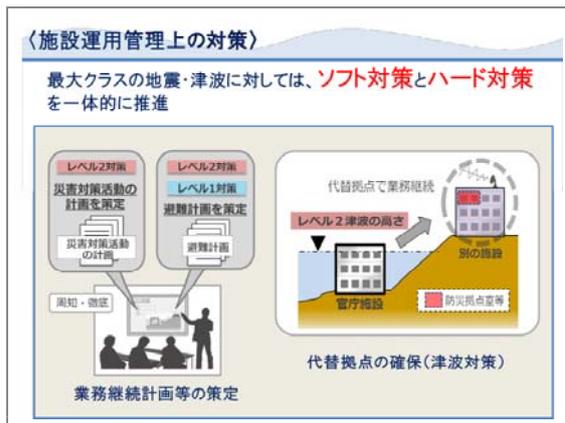
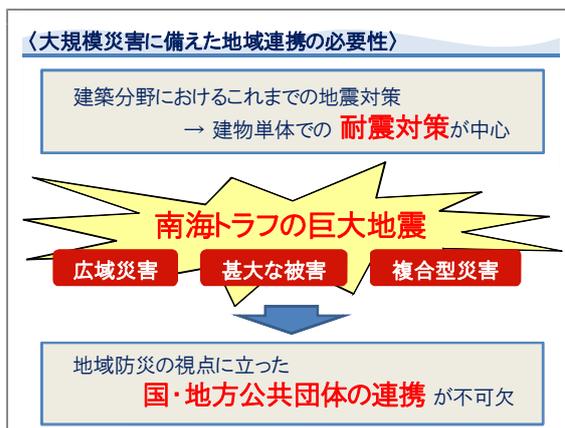
公共建築月間に開催した講演会では、東日本大震災の被災地で災害応急対策に携わった方々の講演や検討会の構成員等によるパネルディスカッションを企画したこと、また管内を巡回展示したパネル展の開催など、情報提供のための取り組みを紹介しています。

【継続した連携体制の構築】

審査員からは、「中部圏戦略会議においても物流・通信・避難・拠点整備等の幅広い分野で連携を検討しているが、災害対策で最も時間と労力が必要となるのがこの連携による取り組みである。」との意見があり、今後も対策の実行に向けて、継続した連携体制の構築が必要であるとされました。



事業研究での報告【計画課 松本】



事業研究報告資料【抜粋】

【今後の取り組み】

各機関とも財政難から新たな防災拠点の整備には時間が必要ですが、取りまとめた施策にはハード対策だけではなく、関係機関が連携することにより短期間で効果を発揮するソフト対策も盛り込まれており、これらを施設管理者や専門技術者が少ない市町村にも情報提供することで、この地域における地震・津波対策を推進していきたいと考えています。

平成25年度事業研究発表会について (営繕事業におけるBIM導入プロジェクト)

営繕部 整備課

平成25年度の中部地方整備局 管内事業研究発表会が7月12日に開催され、整備課の鳥居技官が【イノベーション部門】において、「営繕事業におけるBIM導入プロジェクト～建築設計業務におけるBIMの実施と評価」と題し、研究発表を行いました。

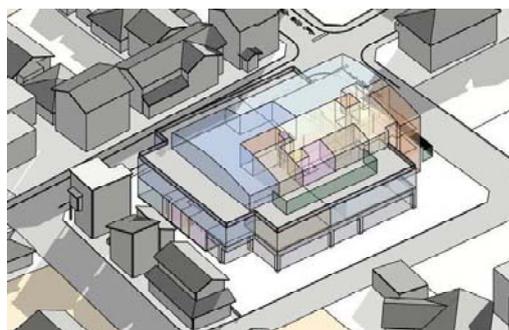


BIM(ビルディング・インフォメーション・モデリング)とは、従来の3次元CADとは異なり、3次元モデルに材料・部材仕様・コスト情報等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築することです。国土交通省CALIS/ECアクションプログラム2008において、「3次元データを活用したモデル設計・施工の実施」を掲げております。

営繕部においては平成24年度に行われた静岡地方法務局藤枝出張所の設計業務において、BIMによる基本・実施設計を試行的に導入し、従来行われてきた設計業務との違いやさらにはプロジェクトマネジメントにどういった変化をもたらすのか、下記の4つのメリットについて具体的な事例と検証結果を紹介しました。



3次元モデルで作成された外観パース



建築可能なボリュームスタディ

1. 設計初期段階から、日影・斜線制限などの法規制やゾーニングによるボリュームスタディを3次元モデルで検証し、視覚的に確認することが可能です。
2. コミュニケーションツールとして、3次元モデルの中を自由に歩くことができるウォークスルーアニメーションで説明が可能となり、施設管理者側と完成イメージの共有化を図ることができます。
3. 3次元モデルから切り出した図面を用いるため、不整合のない図面を作成することが可能となり、審査に要する時間を短縮することができました。
4. モデル化した図面で数量と概算工事費を算出することができるため、設計初期段階から図面作成作業と並行して精度の高い予算管理を行うことができました。



簡単に使えるウォークスルーアニメーション

BIMを導入した結果、設計初期段階での各種詳細検討やコスト管理を行うフロントローディング型の設計となり、品質の向上や各種のリスク対策が容易となるプロジェクトマネジメントが可能となります。

今後はBIMによる施工の実施を通じ、品質向上や工程管理における結果を検証する予定です。

平成25年度官庁営繕関係予算について

営繕部 計画課

官庁営繕関係予算における基本方針

官庁施設の整備については、老朽化した施設が今後増大していく中、既存施設の有効利用を図りつつ、災害に対する安全・安心の確保等に的確に対応することが重要です。

このため、平成25年度においては、国民の命と暮らしを守るため、首都直下地震、南海トラフ巨大地震等に備えた官庁施設の地震・津波対策の推進により、防災拠点となる官庁施設等の安全性を確保します。

また、既存施設の危険箇所及び老朽・狭隘の解消については、緊急的に整備の必要があるものに限定して実施し、来訪者等の安全の確保と行政サービスの円滑な提供に最低限必要な水準を確保します。

中部地方整備局における営繕事業の概要

H25当初予算 官庁営繕費 …………… 1,519百万円

(1) 官庁施設の耐震化の推進

建築物の耐震化対策は、政府全体の緊急の課題であり、このため、公共建築物については、中央防災会議決定や「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく告示（平成18年1月25日）等により、整備目標及び整備プログラムの策定等を行い、計画的かつ重点的な耐震化の促進に積極的に取り組むこととしています。

官庁施設については、災害応急対策活動の拠点施設となることや来訪者等の安全性の確保から、平成18～27年度の10年間で、耐震化率9割の達成を目標としています。このため、既存不適格建築物（耐震性能評価値 1.0未満）の耐震化を行うとともに、東日本大震災における官庁施設の被害状況を踏まえ、災害応急対策活動の拠点施設としての所要の耐震性能（Ⅰ類 1.5、Ⅱ類 1.25）を確保するための耐震化を行います。

【名古屋国税総合庁舎】
構造・規模：SRC-8-2
延べ17,485㎡
耐震安全性分類：ⅢB乙
耐震性能評価値：0.54



【名古屋第3地方合同庁舎】（継続）
構造・規模：SRC-8-1
延べ8,613㎡
耐震安全性分類：ⅠA甲
耐震性能評価値：1.13



【清水港湾合同庁舎】（継続）
構造・規模：RC-6
延べ5,470㎡
耐震安全性分類：ⅡA甲
耐震性能評価値：1.16

(2) 官庁施設の津波対策の推進

東日本大震災における官庁施設の津波被害及び「津波対策の推進に関する法律」を踏まえ、津波発生時における防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るとともに、一時的な避難場所の確保による人命の救済にするため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進します。



【津第2地方合同庁舎】
津波対策(自家発・受変電改修)
構造・規模:RC-5-1
延べ4,947㎡



【下田地方合同庁舎】
津波対策(受変電改修)
構造・規模:RC-3
延べ1,309㎡

(3) 既存官庁施設の危険箇所及び老朽・狭隘の解消

危険箇所や老朽・狭隘が生じている既存官庁施設のうち、特に緊急的に対応が必要なものについて整備を行い、来訪者等の安全の確保と行政サービスの円滑な提供に最低限必要な水準を確保します。



【岐阜地方合同庁舎】
給排水・空調設備改修
構造・規模:RC-5
延べ6,774㎡



【磐田地方合同庁舎】
外壁改修
構造・規模:RC-4
延べ2,099㎡



【税務大学校名古屋研修所】
給水設備改修
構造・規模:RC-3他
延べ2,632㎡

(4) 合同庁舎

昨年度までに採択された合同庁舎について、建設を継続します。

【豊橋港湾合同庁舎(増築)】
規模・構造:RC-3
延べ997㎡



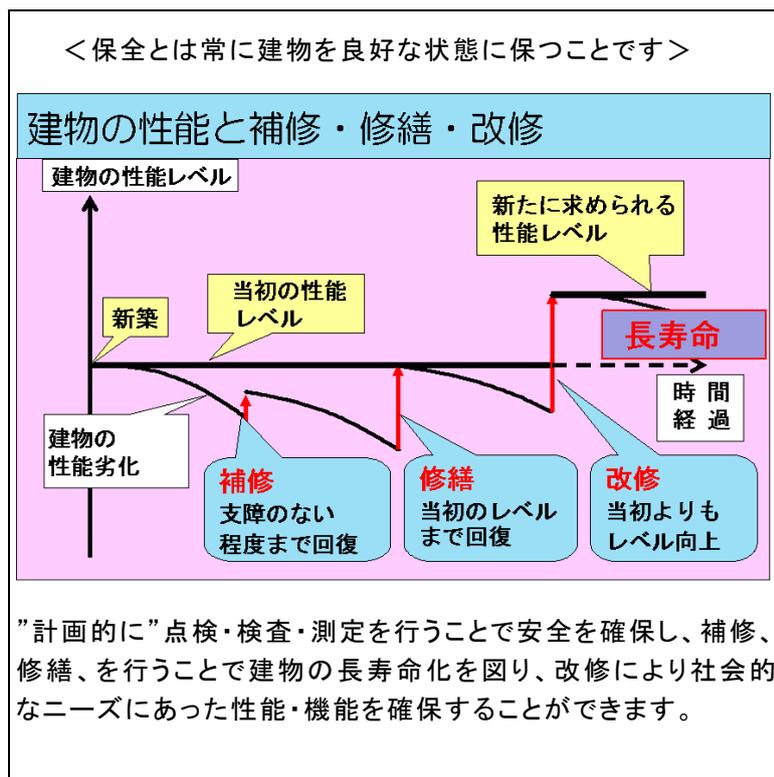
※以上の営繕事業は、平成25年度営繕関係予算の主な営繕事業となります。その他の営繕事業を含め、基本方針に基づき順次整備を進めていきます。

「建築物等の保全計画」の作成について

営繕部 調整課

「建築物等の保全計画」がなぜ必要なのか簡単に説明します。国民共有の財産である国の建築物は必要とされる性能・機能を長期間保持し続ける必要があります。また、官公庁施設の建設等に関する法律(官公法)の11条において施設管理者は適切な保全の実施が義務付けられています。

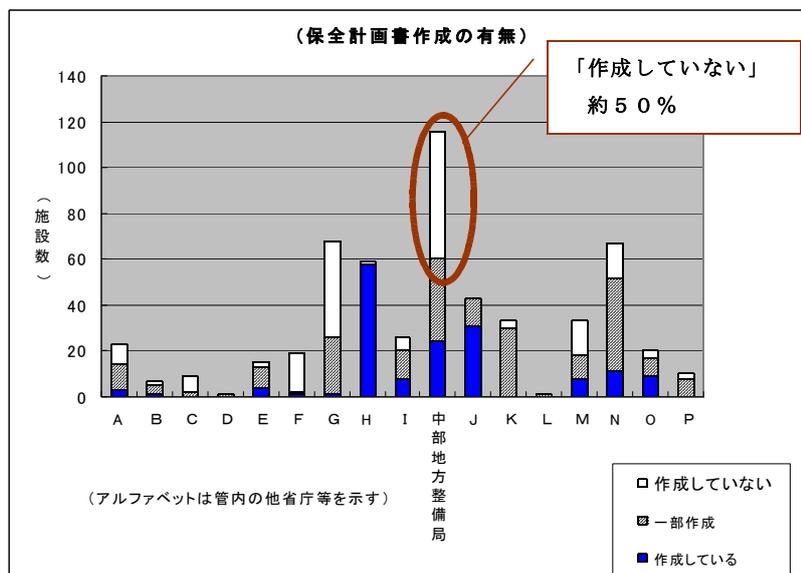
それでは適切な保全を実施するには?・・・そうです “計画的” な実施が不可欠になります。



次に「保全計画」について少し触れておきます。保全計画とは「年度保全計画」と「中長期保全計画」があります。年度保全計画は年度当初に1年間で維持管理に必要な点検や検査、測定などの年間スケジュールを計画することです。

中長期保全計画は設備機器の更新や外壁の改修など比較的大規模な改修が何年後に必要なか?がわかる計画書になります。予測が出来れば予算要求に役立ち、必要な改修工事を組み合わせて発注することでコスト縮減にもなり、予防的措置にもなります。

官公法の目的が第1条に規定されていますが、「災害を防除し、公衆の利便と公務の能率増進を図る・・・」とされているように、計画的に適切な保全ができれば建物の長寿命化や執務環境の保全により職員の公務能率向上になり、結果的には質の高い行政サービスの提供につながると考えられます。



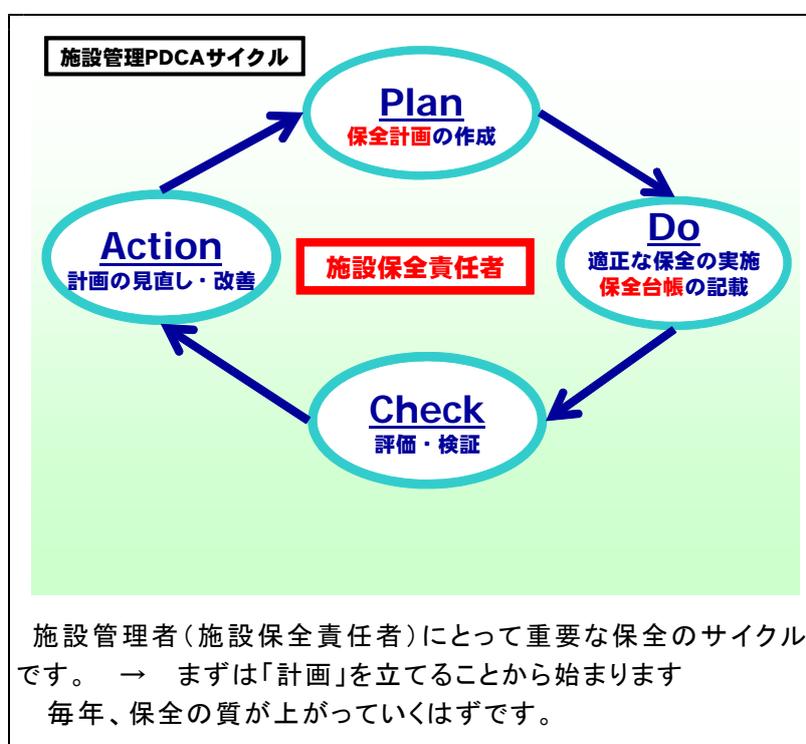
営繕部において保全指導の一環として行った「保全計画の作成等の運用について」の取り組みについて、一例を紹介します。

平成24年度のBIMMS-Nを利用した保全実態調査により、中部地方整備局が管理している施設において保全計画を作成していない施設が約50%との結果となり、この現状を改善するために関係各課と調整を重ねました。

なぜこのような状況になってしまったのかと原因を調べたところ、大臣官房会計課長より局長宛てに通知されている保全計画の作成については局内の分担が明確でなかったというのが一つの要因であることが分かりました。

対応策として国有財産を掌握する総務部(契約課・厚生課)並びに港湾空港部(経理調達課)と幾度も調整し、各施設の保全責任者が作成するようなルールとして「中部地方整備局における建築物等保全計画の作成等の運用」(以下「運用」という)を定め、3者連名で運用を施設管理者(各事務所等)に公文書で通達しました。

(平成24年12月27施行 平成25年1月11日公報掲載済)



また、公文書発出に伴い昨年度(2月～3月)愛知、岐阜、三重、静岡、長野会場にて施設管理者に対して「運用」の説明会を実施しました。

各会場には大勢の参加者が集まり、建物保全や保全計画に対して施設管理者がより重要性を感じ、実施していただくと期待しています。

今年度は、「運用」を発出した効果が初めて結果として見える年ということもあり、中部地整管内の施設の保全状況が少しでも改善されていることを望んでいます。

施設管理者にとって重要な「PDCA」サイクル(上図)があります。保全計画を立案し、記録を台帳等で整備し、評価・検証を行い、改善していくことが安全で適切な保全につながります。

また、人事異動により2～3年で担当が代わってしまっても、保全の質が低下しないように引き継ぎを行うことも重要です。

今回は「保全計画」の作成率向上の取り組みについて一例を紹介しましたが、各省各庁の保全計画の作成状況も一部良い省庁はありますが、大半が必ずしも良いとは言えない状況です。

建物保全を適切に実施していくためには質を落とさないような工夫、知識の蓄積、建物の現状を的確に把握し、計画的に管理することが必要だと思います。

我々営繕部では施設管理者のニーズに合った、保全業務の支援、保全指導を行うことで国家機関の建物等全体の保全状況を適切な状態に保てるように鋭意努めて参りたいと思います。

基準類の改定について

営繕部 整備課

営繕関係の基準類は定期的に見直されるものや、実情に応じて必要なときに策定されるものがあります。昨年度末からいくつかの基準類が改定又は、新たに策定されましたので、そのうちの一部についてご紹介します。

◆ 官庁施設の基本的性能基準 ◆

東日本大震災の教訓及び、社会資本整備審議会答申「大津波等を想定した官庁施設の機能確保の在り方について」(平成25年2月18日)を踏まえ、見直しを行いました。

→http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_perform_perform.htm

◆ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 ◆

従前の地震災害についての規定に、新たに津波に対する安全性に関する基本的事項を加えて見直すとともに、被災時の機能維持にかかる事項についても定めています。

→http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_toutukijyun_sogotaishin.htm

◆ 官庁施設の津波防災診断指針 ◆

上記の基準による官庁施設の津波対策の明確化に伴い、官庁施設の業務上の機能確保の目標に対する達成状況等を把握するために、基礎的な調査及び分析についての基本的事項を定めることにより、既存官庁施設に必要な津波対策の検討を行うために策定しています。

→http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tsunami_shishin.html

◆ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)

公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編)

◆ 公共建築木造工事標準仕様書 ◆

標準仕様書類は3年毎に見直しを行うようになっており、今回平成25年版を上梓しました。その時の法令や他の基準類、国交省の施策と整合を取るよう見直しを行うとともに、世の中の実情に合わせて新技術・新工法の採用等を行うなどの改定を行っています。

(標準仕様書)→http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_toutukijyun_hyoujyun_siyousyo_s.htm

(改修標準仕様書)→http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_toutukijyun_hyoujyun_siyousyo_k.htm

(木造標準仕様書)→http://www.mlit.go.jp/gobuild/kijun_mokuzou_shiyousyo.htm

◆ 官公庁施設における木造耐火建築物の整備指針 ◆

木材利用の一層の促進を目的に、木造建物を耐火建築物とする必要がある場合の整備に関する技術的事項を取りまとめて策定しました。

→http://www.mlit.go.jp/gobuild/moku_torikumi.html#taika_shishinn

平成25年度優良工事等表彰

営繕部 技術・評価課

平成25年7月16日(火) 中部地方整備局 8階大会議室(局長表彰)、7月22日(月) 静岡営繕事務所 所長室(静岡所長表彰)、8月7日(水) 中部地方整備局8階大会議室(保監室長表彰)において「平成25年度 優良工事等表彰」、がおこなわれ、中部地方整備局発注の請負工事及び業務の成績が顕著な功績を納めた企業並びに技術者に表彰状が授与されました。営繕関係の受賞者は以下の皆様となりました。おめでとうございます!

■ 優秀工事表彰

[中部地方整備局長表彰]

会社名：酒部建設(株)

工事名：H24豊橋地方合同改修ほか1件工事

非常に厳しい工期の中、確定申告時期や職安・法務窓口への来庁者が非常に多い既存庁舎の”居ながら工事”外壁改修等の工事であり、工事施工中止期間の指定・騒音、粉塵に対する配慮等、多種の制約があったが、施設管理・入居官署等との綿密な調整を行い、工程管理・安全対策を十分に配慮し無事故で完成させた事が評価されました。

[静岡営繕事務所長表彰]

会社名：大河原建設(株)

工事名：H24静岡地方気象台耐震改修ほか1件工事

運営継続中の既存庁舎の工事、且つ住宅に囲まれた敷地条件のなか、事前の適切な近隣対策と安全管理により、良好な品質管理のもと工期内に工事を完成させたことが評価されました。

■ 優良工事技術者部門

[保全指導・監督室長表彰]

技術者：八木 邦彦(酒部建設(株))

工事名：H24豊橋地方合同改修ほか1件工事

役 職：監理技術者・現場代理人(兼任)

■ 優良工事表彰に係る関係協力会社表彰

[保全指導・監督室長表彰]

会社名：(株)サンシンテクノ中部

工事名：H24豊橋地方合同改修ほか1件工事

担当工事内容：外壁洗浄後、タイル面への塗装工事

騒音・振動による作業時間の制約及び、気象条件の変化に柔軟に対応し、外壁タイル剥落防止工法(JKセライダー工法)の仕様に沿った品質の確保に努める姿勢が 顕著であった事が評価されました。

[静岡営繕事務所長表彰]

会社名：日管(株)(耐震補強、内装改修に伴う機器・配管の設置等)

工事名：H24静岡地方気象台耐震改修ほか1件工事

施設が稼働しながらの空調・給水等の切替作業を、綿密な調整を行い、影響なく完了した事が評価されました。



会社名：(株)半田工業所(耐震補強鉄骨設置)
工事名：H24静岡地方気象台耐震改修ほか1件工事

高品質の製品を精度良く現地に納める事が評価されました。

会社名：大藤建設(株)(外壁境界壁・フェンスの設置、排水槽の設置、土間の改修)

工事名：H24静岡地方気象台耐震改修ほか1件工事

隣地境界壁工事において、近隣住民と良好な関係を築き、問題なく精度の良い構築物を施工した事が評価されました。

■ 優良業務部門

[中部地方整備局長表彰]

会社名：(株)徳岡設計

業務名：H23静岡地方法務局藤枝出張所
設計業務

住宅地に建つ法務局庁舎として、周辺環境に配慮した提案を積極的に行い業務を遂行しました。また、基本設計の初期段階からBIMモデルを用いた設計を行い、関係者へ視覚的にもわかりやすい設計説明を行いました。加えて、精度の高いコストコントロールを行うなど調査職員と連携をとり、履行期限までに完了させた事が評価されました。



[保全指導・監督室長表彰]

会社名：(株)都市環境設計

業務名：H24清水港湾合同庁舎耐震改修
設計業務

港湾地区に建つ災害活動拠点となる港湾合同庁舎について、立地条件を踏まえた耐震・対津波安全性の高い補強計画に関する提案や、浸水時の機能確保のための対策に関する提案などをおこない業務を遂行しました。



[静岡営繕事務所長表彰]

会社名：(株)蒼設計

業務名：H24国立中央青少年交流の家玉穂
宿舍改修ほか1件工事監理業務

監理対象となる工事案件の施工計画の十分な確認、並びに現場での立会確認により、良好な品質管理・工程管理を遂行した。また、改修にあたり想定どおりの既存状態でなかった場合の対応策提示など積極的な業務実施が認められました。

■ 優良業務技術者部門

[保全指導・監督室長表彰]

技術者：徳岡 浩二

業務名：H23静岡地方法務局藤枝出張所設計業務

役職：管理技術者



<表彰式画像>



中部地方整備局表彰式



静岡営繕事務所表彰式



保全指導・監督室長表彰式

～平成25年度 中部地区官庁施設保全連絡会議～
保全業務実務担当者の知識修得と意識向上を目指して!!

～ 名古屋会場 ～

営繕部 保全指導・監督室

○概要

「官庁施設の建設等に関する法律」に基づき、国家機関の建築物等の保全の適正化を推進するための取り組みの一つとして、毎年度、中部地区の国家機関等の保全担当者を対象に、保全に関する情報提供を行う場として、「中部地区官庁施設保全連絡会議」を開催しています。

今年度は三県合同の名古屋会場として、8月1日(木)に開催しました(表-1)。

会議には各官署のブロック機関の保全担当者をはじめ、合同庁舎、自治体、独立行政法人など、合計92機関より115名に参加して頂きました。多くの方に参加して頂き、国・自治体を問わず、公共建築の保全が重要と考えられていることが伺えました。

また、会議に先立ち、建物の保全・維持管理等についての疑問・不明点にお答えする「保全相談コーナー」を開設し、情報提供を行いました。

表-1 会議の開催概要

開催日	開催場所	参加者数(括弧内は参加官署数)			
		国	独・財	自治体	合計
8月1日(木)	名古屋国際会議場	71(59)	5(4)	39(29)	115(92)

○議題・説明内容など

1. 国家機関の建築物等の保全の現況について

国家機関の建築物等の保全の必要性、昨年度の保全実態調査の結果と評価、保全の課題と対応等の説明。

2. 官庁施設の津波防災診断指針(平成25年4月版)について

各省各庁(施設管理者等)が、官庁施設における業務上の機能確保の目標に対する達成状況を把握するために実施するものであることを説明。

本指針は、平成25年3月に改定された「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」にて実施することとされた津波防災に係る診断について、答申の内容を踏まえて、標準的な方法を制定したことの説明。

3. 建築保全業務共通仕様書等、建築保全業務労務単価、平成26年度各所修繕要求単価・庁舎維持管理費要求単価について

「建築保全業務共通仕様書」、「建築保全業務積算要領」の改定内容について説明。

「建築保全業務共通仕様書」、「建築保全業務積



室長あいさつ



会議の様子1

算要領」は平成25年版が制定され、国土交通省HPに公表されていることを説明。

「建築保全業務労務単価」は上記基準と一体で使用し、予定価格を算出するための単価であり、毎年制定され、国土交通省HPに公表されていることを説明。

4. 施設保全についての事例紹介：旧耐震公共施設の耐震化保全のポイント（大成建設）

ファシリティ評価と耐震性能、耐震化とその事例（耐震制震、免震）、BCPを踏まえた耐震化、耐震化投資の評価等について説明。

5. 国家機関の建築物における吹付けアスベスト等の使用実態に関する調査結果について

吹付けアスベスト等の除去等の対策の実施、吹付けアスベスト等の有無の把握等、必要な措置を適切に講ずることの説明。

6. 保全実態調査及び保全業務支援システム（BIMS-N）の活用について

保全実態調査の概要説明。保全業務支援システム利用についての注意事項を説明。

次期保全業務支援システムのお知らせ。

7. 中部地方整備局管内の平成24年度保全実態調査の結果報告、平成25年度保全実地指導について

平成24年度の中部地方整備局が担当している施設の保全実態調査の状況の報告、平成25年度の保全実地指導の対象施設の選定方法、重点的に行う内容等の紹介。

8. 災害被害の報告について

地震・風水害・津波の災害時において、施設に被害が発生した時の報告の協力依頼。各被害報告の流れ、報告書の様式、報告先の紹介。

9. その他お知らせ事項

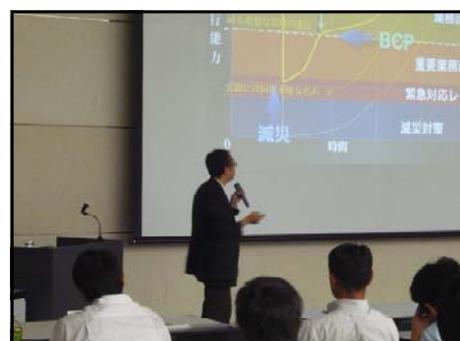
「国家機関の建築物等の点検」パンフレット、
「官庁施設の保全」パンフレット、保全台帳・保全計画の書式、各種支援ツール（Webサイト）の紹介。



会議の様子2



会議の様子3(大成建設)



会議の様子4(大成建設)



保全相談の様子

平成25年度中部地区官庁施設保全連絡会議（静岡会場）

静岡営繕事務所

静岡営繕事務所では、今年度も8月5日（月）に「官庁施設の建設等に関する法律」に基づく保全指導の一環として、各施設管理官署の保全担当者及び地方公共団体保全担当者等に対し保全情報の提供、現場担当者の保全意識の向上、現場ニーズの把握等のため中部地区官庁施設保全連絡会議（静岡会場）を静岡県教育会館にて開催しました。



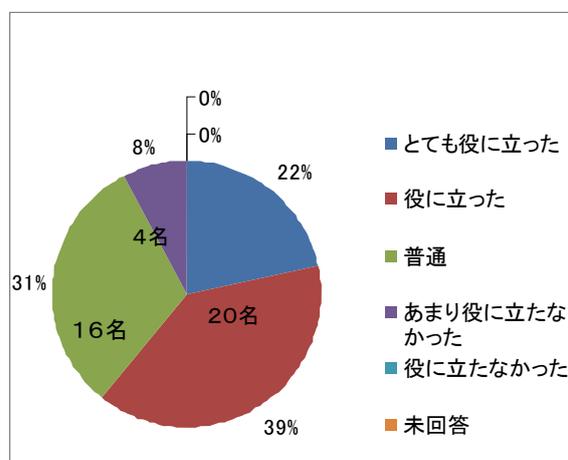
事務所長挨拶

会議では、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に定める津波防災において、官庁施設の津波対策の明確化に伴い標準的な方法を指針として、平成25年4月に制定しました「官庁施設の津波防災診断指針」について、紹介させて頂きました。アンケートでは、この指針があることを知っていたのか確認しましたところ、知らなかった方が約8割おり、中には津波に対する基準があることを知ることができてよかった、と意見を頂きました。施設の耐震化に関する紹介もさせて頂いたところ、耐震、免震、制震についての最新の事例を紹介してもらえた、これから耐震改修をするので参考になりました、等の意見も頂きました。



受講状況

静岡県では、東海、東南海・南海、南海トラフ巨大地震が近い将来発生すると危惧されています。本会議でも紹介させて頂きました、津波対策や施設の耐震化に関する議題は、参加者の多くが興味のある内容だと、アンケートの結果から感じました。保全実務担当者にとって、施設の環境をよりよく保つことが興味のあることかと思えます。今後も本会議を通じ、保全に関する情報提供やアドバイスを行っていきたいと考えております。（参加者：国家機関25、独立行政法人3、地方公共団体12 計40機関51名）



会議について全体としての評価

～平成25年度 保全業務支援システム(BIMMS-N)操作説明会～ 保全指導による、官庁建物の長寿命化とエネルギー削減の推進!!

～ 名古屋会場 ～

営繕部 保全指導・監督室

平成25年6月4日(火)、6日(木)、7日(金)の3日間で、保全実態調査の報告を入力するBIMMS-N(保全業務支援システム)の操作説明会を計46名(35官署)の方に参加していただき、開催しました。

参加者アンケートより、「初めての操作であったが理解できた」等のご意見と、87%の方より「役に立った」との評価をいただきました。

○保全実態調査とは・・・?

「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、建築物等の保全の実態の把握、適正な保全に反映させることを目的とし、建築物等の保全に関する報告をすることです。

調査方法は各施設の保全の担当者等がインターネットでBIMMS-Nのインターネットサイトにアクセスしシステム上に設けられた調査様式に回答を入力します。



BIMMS-N画面



説明会の様子

○BIMMS-Nとは・・・?

インターネットを通じて、各省各庁が所管する施設の保全に関する情報を保全担当者等が入力することにより、蓄積されたデータを分析し、施設の各種保全業務を支援するシステムです。

参加の皆さまはパソコンを1人1台操作しながら、保全実態調査の入力・報告操作の仕方、BIMMS-Nでできる保全実態調査以外の機能:簡易中長期保全計画作成演習、法定点検整理票検索演習等を行いました。

来年度もこの時期に開催予定ですので、保全担当者となった方、BIMMS-Nの操作を再確認したい方は、是非ご参加下さい。

公共建築相談窓口も設置しておりますので何卒よろしくお願いいたします。

電話番号：052-953-8197
E-mail：eikei85@cbr.mlit.go.jp

詳しい業務内容等につきましては、ホームページもご覧ください。
(<http://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/index.htm>)

事務局：中部地方整備局営繕部 保全指導・監督室
電話番号：052-953-8196 E-mail：hoshikan@cbr.mlit.go.jp